

令和7年度 東松島市監査等の実施方針及び年間監査計画

令和7年4月1日

東松島市監査委員決定

東松島市監査基準第13条の規定に基づき、令和7年度の監査等の実施方針及び年間監査計画を次のとおり定める。

なお、監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）の具体的な内容は、実施計画において定める。

I 実施方針

東松島市の行財政運営について、健全性及び透明性の確保に寄与し、また、事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、もって市民の福祉の増進と市政への信頼確保に資することを目的として監査等を実施する。

1 監査等の方向性

- (1) 監査等は、対象組織に対する違法性及び不当性の勧告、指摘、指導等のほか、改善や修正を行うよう助言する。
- (2) 監査等は、組織目的の達成を阻害する要因を識別し、その内容及び程度を検討した上で実施する。
- (3) 財務監査及び行政監査は、適法性及び正確性のほか、経済性、効率性及び有効性を確認する。
- (4) 監査等の結果は、市民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現に努める。

2 重点項目

- (1) 東松島市第2次総合計画後期基本計画重点プロジェクト対象事業
- (2) 新規事業
- (3) 前年度の監査等における指摘事項及び指導事項

II 年間監査計画

1 実施予定の監査等の種類及び対象

(1) 財務監査（地方自治法第199条第1項、第4項、第5項）

令和7年度の定期監査時まで実施した事務事業を対象とし、全部署を課等の単位で年1回定期監査として実施する。また、必要があると認めるときは、随時監査として実施する。

(2) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

令和7年度の定期監査時まで実施した事務事業を対象とし、全部署を課等の単位で財務監査に併せて定期監査時に実施する。

(3) 財政援助団体等に対する監査（地方自治法第199条第7項）

財政援助団体等が令和6年度及び令和7年度の定期監査時まで実施した事業を対象とし、以下の団体から選定して、定期監査時に実施する。

ア 財政援助団体

イ 出資団体

ウ 信託の受託者

エ 公の施設の指定管理者

(4) 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

一般会計及び各特別会計並びに下水道事業会計について、毎月25日に検査する。ただし、その期日が休日に当たるとき、その他やむを得ない理由により検査を行うことができないときは、その期日を変更することができる。

(5) 決算審査（地方自治法第233条第2項又は地方公営企業法第30条第2項）

令和6年度の一般会計及び各特別会計並びに下水道事業会計について実施する。

(6) 基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

令和6年度の基金の運用状況について、決算審査時に併せて実施する。

(7) 健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）

令和6年度の決算に係る健全化判断比率について、決算審査時に併せて実施する。

(8) 資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項）

令和6年度の決算に係る資金不足比率について、決算審査時に併せて実施する。

(9) その他の監査

以下の監査は、法令に定める請求又は要求に基づき、若しくは監査委員が必要と認めるときに実施する。

ア 住民の直接請求に基づく監査（地方自治法第75条）

イ 議会の請求に基づく監査（地方自治法第98条第2項）

ウ 市長の要求に基づく監査（地方自治法第199条第6項）

エ 公金の収納又は支払事務に関する監査（地方自治法第235条の2第2項又は地方公営企業法第27条の2第1項）

オ 住民監査請求に基づく監査（地方自治法第242条）

カ 市長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（地方自治法第243条の2の8第3項又は地方公営企業法第34条）

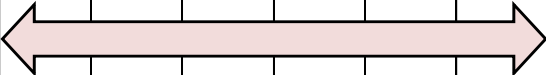
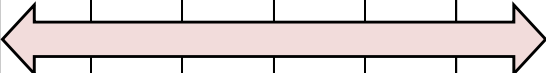
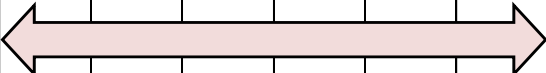
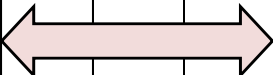
2 監査等の対象別実施予定時期

別紙「令和7年度監査等年間計画」のとおりとする。

3 監査等の実施体制

監査委員2人で監査等を実施し、監査委員事務局職員2人が補助する。

令和7年度監査等年間計画

月 区分	令和 7 年									令和8年		
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月
定期監査 (財務監査)												
行政監査												
財政援助団体等監査												
例月現金出納検査	毎月25日											
決算審査												
基金の運用 状況審査												
健全化判断 比率審査												
資金不足比 率審査												

監査等 対象課等	総務部(総務課、財政課、防災課、市民協働課、市長公室、市史編纂室、工事検査室、選挙管理委員会事務局) 復興政策部(復興政策課、デジタル推進課、SDGs・脱炭素社会推進課) 市民生活部(市民生活課、税務課) 保健福祉部(福祉課、子育て支援課、健康推進課) 建設部(建設課、建築住宅課、下水道課) 産業部(農林水産課、商工観光課) 会計管理者(会計課) 教育部(教育総務課、生涯学習課) 議会事務局(議事総務課) 農業委員会事務局 監査委員事務局 注) 組織機構等の見直しがあった場合は、監査等実施時の所管課等を対象とします。
-------------	---